

2010年4月14日

総務省自治行政局選挙部選挙課調査係 御中

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 加門 憲文

TEL 03 - 3230 - 0284

メール nikkokyo@nikkokyo.zenkyo.org

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令などについてのパブリックコメント

日本国憲法の改正に関する法律施行令などの制定に以下の理由により反対します。

- 1 そもそも、日本国憲法の改正に関する法律（以下「改憲手続法」と言います）は、重大な問題を抱える欠陥法案です。

改憲手続法には、①最低得票率の定めがない、②公務員・教育者に対する運動規制が盛り込まれている、③有料意見広告が野放しにされている、④議席数に応じて構成される広報協議会による改憲案のPRが無制限に認められるなど、民主主義の原則に反する重大な問題点が含まれています。参議院の憲法調査特別委員会で18項目もの付帯決議が附され、この法律の問題点を今後検討することが確認されたこと自体、改憲手続法が「未完成の欠陥法」であることを示しています。

- 2 また、改憲手続法の附則で、法律の施行までの間に、18歳以上の国民の投票権の保障、公務員の国民投票運動を制限しないことに係わり必要な法制上措置を講じることと定め、付帯決議においても多くの項目で施行日までの検討と必要な措置を求めています。検討にすら着手していません。このようなもとの、施行令等を制定することは、法が約束したことがらさえ保障されずに施行のみを強行することとなります。

- 3、しかも、改憲手続法は憲法の明文改憲を目的に安倍晋三首相（当時）が、国民的な批判・反対の声を無視し強行採決を繰り返して成立させたものです。

強行採決からわずか2ヶ月後の参議院選挙、昨年8月の衆議院選挙における自民党の惨敗は、このような改憲路線が国民の意思に反していたことを物語っています。改憲路線は2度にわたって国民の断罪を受けたのです。

今回、改憲手続法を5月に施行する準備として施行令案についての意見募集がされていますが、以上述べたような国民の意思に反した欠陥法案を粛々と施行することなど許されるはずはなく、その準備のための施行令の制定も必要ありません。

従って、改憲手続法施行令等の制定に反対します。

以上